

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 齋藤昌之

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 令和3年9月27日
- 3 監査の方法 足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象  
及び結果

| 団体名               | 対象  | 監査結果  |
|-------------------|---|---|
| 一般社団法人<br>足利市観光協会 | 令和2年度<br>・足利市観光協会観光振興事業補助金 18,795,000円<br>・観光駐車場運営事業補助金 592,700円<br>・着物によるまち歩き推進事業補助金 400,000円<br>・恋人の聖地プロジェクト参画事業補助金 165,000円<br>・観光サポーターズ事業補助金 310,257円<br>・アフターコロナ観光振興事業補助金 6,000,000円<br>・銘仙で市内周遊促進事業補助金 2,000,000円 | 補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については概ね適正に執行されたものと認められた。 |

- 5 意見・要望 補助事業の執行に当たっては、市の補助金交付要綱に規定された事務手続きを遵守されたい。また、クレジットカードについては、適正な管理ができる体制を整えていただきたい。